

平成25年度 第3回 住居表示整備審議会

◇日時

平成26年1月29日（水） 午後2時～

◇開催場所

市役所3階 庁議室

◇出席者

住居表示整備審議会 委員9名（前川委員、大山委員欠席）
事務局 市民生活部職員4名

◇会次第

- 1 開 会
- 2 審 議
 - ・整備対象区域の選定について
- 3 その他
- 4 閉 会

◇配布資料

- (1) A地区の分割（案）
- (2) B地区の分割（案）
- (3) 住居表示実施に向けてのスケジュール（案）
- (4) 大規模開発事業等の状況（未実施地域）
- (5) 小平市全図

◇会議録（要録）

1. 審議
 - (1) 配布資料等の説明
 - 事務局より、大規模開発事業等の状況（未実施地域）、※A地区・B地区を8つに分割した（案）についての説明と、今後の事務スケジュールを考慮した結果、最短で住居表示を実施できる日程である、平成28年10月1日住居表示実施（案）を提示。

※8つに分割した（案）

- ①けやき通り、都市計画道路3・4・23号線以西の小川町一丁目

- ②西武国分寺線以西、けやき通り、都市計画道路3・4・23号線までの小川町一丁目
- ③西武多摩湖線以西、西武国分寺線までの小川町一丁目と小川町二丁目
- ④西武多摩湖線以東、青梅街道以北の小川町二丁目、小川東町、仲町、天神町二丁目
- ⑤西武多摩湖線以東、青梅街道以南の小川町二丁目、仲町、学園東町
- ⑥鈴木街道以北の鈴木町一丁目、鈴木町二丁目
- ⑦鈴木街道以南、新小金井街道以西の鈴木町一丁目、回田町
- ⑧鈴木街道以南、新小金井街道以東の鈴木町一丁目、鈴木町二丁目、回田町、御幸町

(2) 発言の要旨

【委員】

説明のあった大規模開発事業等の状況について、配布された地図の番号でいくとどの場所になるのか。

【事務局】

順番に①、⑧、⑧、⑧、⑧の場所にある。

【会長】

A地区・B地区の分割(案)について事務局より説明があったが、どの地域を選んでも問題点があるため住居表示実施が大変な地域であると思われるが、そのなかでも比較的实施しやすい地域はどこになるのか。

【事務局】

どの地域を選んでも町名の変更を伴うので実施が大変な地域であるが、面積でいくと、平成24年度に1,527,300㎡、平成25年度に617,300㎡と実施しているが、電算処理等を考慮して、約600,000㎡ぐらいの規模がいい。ただし、今回はあくまでも案で地域を示しているので、さらにそれを細分化していく方法もある。流れとしては、平成25年度に実施したあと、天神町二丁目の一部が未実施のまま残っているので、引き続きの流れからすると、④の地域を実施することが考えられる。

【委員】

まずは、実施困難地域がどこなのかという問題からアプローチする方法もあるのではないかと。例えば、町名変更の問題、町の境界変更の問題、都市計画道路の状況、大規模開発の状況、東西で区切る道がない、住民の理解はどうか、農耕地の状況等いろいろな問題があり、どの地域も大変実施が難しい地域であるが、何とか各委員で客観的に判断して、提案された8つの地域の中でも、難易度の高い地域を1つでも2つでも除く作業をしてみてもどうか。このまま8つの地域すべてを詳細に審議していくと、平成28年10月1日実施を目途としたスケジュールからしても日程的にも厳しい。実施目途がある以上は、冒頭に会長が話されたように、何とか工夫して、平

成27年7月の委員の任期中までに、委員の責務として何らかの方向性を示さないといけない。できれば、客観的にみて実施が難しい地域があればそこを除いて、残った地域の中でどこが実施しやすいかを審議していく方がいいのではないか。その方が、次回からの審議で、より詳細に検討することができるのではないか。それと、先般の大沼町、天神町地域を実施したときの経験上、同じ町名のところについては、町区域などが分割されるとしても、一括して提案した方がいいのではないか。例えば今回の提案で④、⑤と提案されているが、仲町が青梅街道で南北に別れてしまっており、どちらかだけ実施するとなると、町境の自治会とか愛着心等から問題になるのではないか。そこで、例えば、仲町全体を実施対象地域とし、実施年度が異なってもやむを得ないのではないか。昭和56年に実施した学園東町のときのように、難しいところだけ残してしまった経緯があるので、一部だけ実施だと無責任な感じがする。できれば同じ町名のところについては町割り、新町名、実施年度等を一緒に提案した方がいい。

【会長】

確かに、8案をすべて議論してもなかなかまとまらないので、まずは難しい地域を除いていく方法もあると思うがどうか。

【委員】

この分割案を見てすごく難しいと思っている。この地域を実施すると決めた時、そこに住んでいる人達は現在何も困っていることがなくて、町名を変更せざるを得なくなったときにいろいろ手続き等が大変になる。また、町名によっては不満がでるのではないか。それに対して、審議会委員として、それを強いることは非常に責任が重いと思う。まず、この8案の町界線については納得できない人がたくさんいるのではないか。町境については道路、鉄道等で区切るとなっているが、本当に道路、鉄道等で区切らなければならないのか。現在の町境や市境について、境界が場合によっては家の真ん中になっているなど、道路で区切られてなくても長年生活してきているのではないか。道路というのは生活のところなのでお向かいと繋がって生活をしている。例えば、仲町については青梅街道で区切ってしまうと、④と⑤の地域は仲町として一帯として生活してきているので一緒にしないとおかしいのではないか。幸い小川町が分割されている①、②、③は青梅街道では区切られていないが、①、②、③には昔の小川の一番から八番まであるのでそれをみんな気にしている。線は住民の人しかわからない。それとは全く関係なく①と②で区切るなど、あえて言えば、小川の四番と五番、六番が別れるはずである西武国分寺線で区切るのはいいと思うが、それでも②と③が違う町名になるのはやはり、小川というのは小川村からきてる名前なので納得されないのではないか。⑥、⑦、⑧についても、他の地域で町境が道路で区切っていない所もあるので、あえて道路で区切らず、今の町境のままでいいのではないか。道路でわざわざ区域として分けて一つの町として独立させることが果たしていいのか。

【委員】

昔から住んでいる人達はそのままでいいと思っていると思うが、新しく来た人達はわかりやす

い道路や鉄道などで町境が別れている方がいいと思っているのではないかと。道路や鉄道で分けることによる市民サービスの向上がどれだけあるのか。また、そのままのことによるメリットデメリットなどをそれぞれ図って、市民の人が納得する形で進めなければいけないのではないかと。この8案から一つを選んで進めていくのは今の段階では難しいと思う。住居表示はわかりやすさからいくと必要だと思うが、市民の方が納得して頂けなければ進められないと思うので、どれだけ多くの方に納得していただけるかどうかで実施が困難かどうかはわかるのではないかと。よって今ここで話し合うのは難しい。

【委員】

住居表示を実施する意義としては、市民生活が便利になることである。よって住居表示は利便性があることを前提として、今後どうやって進めていくかの議論をしていくべきである。農地面積が広い地域を住居表示してもあまり意味がないと思うので①、②、③については後回しにして、④以降について他の委員の意見を聞きながら考えていきたい。

【委員】

① ②、③は後回しにして、④、⑤、⑥、⑦、⑧辺りを最初に実施するのがいいと思う。進め方としてはある程度こちらでこのようにやると決めて進めた方がいいのではないかと。

【委員】

警察、消防は災害や事件の時に現場にいち早く駆けつけるのが必要である。災害や事件のときには、近隣の署から応援をもらうが住所がわかりづらいと駆けつけにくい。警察消防の立場からすると、小川東町と学園東町の未実施地域がわかりづらいのでそこを何とか解決してほしい。

【委員】

平成28年10月に住居表示を実施したいという事務局からの話だが、住居表示を実施する際、実務上できる面積や業務量はどのくらいか。また、消防や警察の話からすると①、②、③よりは④、⑤あたりを実施するのがいいのではないかと。なお、④と⑤については一緒にして実施した方がいい。

【事務局】

面積としては、約600,000㎡ぐらいがいいと話したが、昭和52年に学園西町の住居表示をしてから、小平市の住居表示の実施については10月1日に行っているが、その日に住民票の表示を一斉に変更する。前日が土日であれば土日で電算処理ができるが、平成25年実施のときは前日が月曜日だったため、業務終了後から朝までかけて電算処理をしてようやく間に合った。実施範囲によっては1日ではなく土日後の月曜日にするか、1日を変えないのであれば実施範囲を600,000㎡ぐらいに抑えたいというのが事務的な考え方としてある。④と⑤については、青梅街道で南北に分けると600,000㎡ぐらいになるので、事務処理の都合上分割した。住居

表示実施基準では道路や鉄道などで区切るようになっており、前回の大沼、天神地域を実施したときと同様、原則どおり道路で区切って分割した。また、④、⑤を一体としてどこかで半分に分けて2か年で実施する方法もある。

【委員】

① ②、③については農地が多いのでまだ実施を進めなくてもいいのではないかと。④、⑤については天神町二丁目に残っているところがあるので、できれば早く実施した方がいい。⑥、⑦、⑧については東西で区切る道がないところがあるので中の区割りが難しい。よって④、⑤あたりから実施を進めていくのがいいのではないかと。

【会長】

住居表示に関する法律をみると、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。また、市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、街区方式を用いることによって、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等で区切ることにより、ある程度目標が定まり、街区としての成り立ちがスムーズにいくと思う。よってまちづくりの施策の一環として、住居表示の整備によって一つの目標ができる。そして、福祉のまちづくりが進んでいくと想定のもとに住居表示の施策があると思う。住民の合理性を求めながら、よりまちづくりの推進を図るためにこの施策があるので、住民が住んでいるからそれでいいではなく、災害の安全策なども考えて広い意味での理解を頂かないとまちづくりはできない。難しい地域が残っているがそれをいかに進めるのが委員の役目だと思う。何とか工夫しながら、実施に近づけていければと思う。とりあえず、合理性のあるところやできそうな所を先に進めていければと思う。

【事務局】

小川町一丁目について、町の区割りについては道路や鉄道などで区割りがしやすいが、町名の問題があるので大変難しい地域である。他の地域も町名の問題等があるので難しい地域であるが、どちらかと言うと、東側の地域の方が開発等の面から実施しやすいのではないかと。

【委員】

住居表示の実施の継続性、市全体の調和、総合性を考えていかななくてはならない。過去のA地区、B地区、C地区の審議の際、町名変更の問題、境界変更の問題等で難しいので、実施できるのは小川東町しかないという意見も多かった。これまでの住居表示は、昭和52年に実施してから境界の問題等考えずに、町名の変更のないところだけ、できるところから実施した経緯があったためである。しかし現在、小平市の長期総合計画では、住居表示はまちづくりの一環であると位置付けられていることから、道路、鉄道等の恒久的施設で区切る必要があると考えた。この基本的な方針で、花小金井七、八丁目、大沼町、天神町を実施してきた経緯がある。広い意味での

まちづくりという視点は欠かせないというのが6、7年間の審議会の継続性のうえにたった意見である。また、結論から言うと、①、②は難しい。場合によっては、③の一部を④、⑤に入れて審議していくのはどうか。⑧については大規模開発が未定の部分があるので難しい。今回の区割り案を中心としながらも、これにとらわれない形で、いろいろなことを考慮しながら審議を進めていけばいいのではないか。

【事務局】

今回の区割り案については、道路や鉄道でわかりやすく区切るといった住居表示の原則に従って区切ったが、この形でいくとどうしても町区域の変更が伴ってしまう。よって、さらに区域内を細分化するときには町名の変更を少なくする方法を考えていかないといけない。例えば⑦、⑧は新小金井街道で区切る案であるが、そうすると鈴木町の大部分が⑧、一部が⑦に入る。鈴木という名前も昔からある由緒正しい名前であるので小川町と同じように残してほしいという声もある。例えば、区域の細分化のとき、町名の変更を少なくするために、崖や用水などで分けるという方法もある。しかし、わかりやすい意味では鈴木街道や新小金井街道とか大きい道路で分けた方が、緊急車両などを考えるとわかりやすい。平成25年の実施のところで、西武新宿線の南側にも大沼町が存在していることがわからず緊急車両が来ないという話を聞いた。実施により天神町二丁目が変わったが、線路で区切られ、わかりやすくなり災害等の時に役立つと考えている。

【会長】

みなさんの意見を聞いていると①、②、③辺りはまだ農地が多いので先送りしてもよいという意見があった。⑧も大規模開発があるのでまだ早いと思う。そうすると次回は④、⑤、⑥、⑦辺りと市役所周辺の審議になると思うが事務局で何か準備できるか。

【事務局】

④、⑤、⑥、⑦辺りという話があるので、次回はそこについて困難な点など詳細な説明をしたい。例えば、⑤について仲町と学園東町に同じ地番があるが、同じ町割りになったとき、どちらかの地番を変更しなければならない。その際、対象者全員の同意をとる等の作業が必要である等の問題点が各地域いろいろあるので次回もう少し詳しく説明させてもらいたいと思う。

【委員】

次回は④、⑤、⑥、⑦辺りと小川町二丁目が分離されてしまうので、小川町二丁目を含んでいる③のことも考慮して説明してもらいたい。

【委員】

先に進めるということでは④、⑤が進めやすいと思う。それは、天神町二丁目未実施で残っていることや、わかりづらい小川東町や学園東町の問題を早く解決した方がいいと思うからである。そして、実施するときは④と⑤を一緒に実施した方がいいと思うが、この地域は過去に、実

施しようとしたが、町名変更の問題があり実施ができなかった経緯があり、いろいろ町名変更のこと等で懸念材料があるが、①、②、③は小川の名前の問題や農地がまだ多い問題、⑥、⑦、⑧は鈴木の名前の変更の問題や東西で区切る道が全然ない等の問題があるため、④、⑤あたりがいいと思う。

【会長】

次回の審議会では、事務局からの資料に基づき、さらに詳細に審議していきたいと思う。

2 その他

次回の審議会は、平成26年3月27日（木）とする。